札幌市では、在宅で常時紙おむつを必要とする重度の障がいがある方に紙おむつを支給します。

1　「札幌市在宅重度障がい者（児）紙おむつサービス事業」の概要

札幌市では、常時紙おむつを使用している在宅で重度の障がいがある方（原則３歳以上）に、紙おむつを支給します。登録事業者の中から利用する事業者を選び、注文していただくと、ご自宅に紙おむつを配送します。

グループホームや福祉ホームを利用している方は、契約内容によって、支給対象となる場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

2　対象となる方

本事業の対象となるのは、障害者手帳の住所及び居住地がいずれも札幌市内であり、在宅又はグループホーム等で生活する方で、常時紙おむつを必要とし、次の①から③のいずれかに該当する方（原則３歳以上）です。

①重度身体障がい者（身体障害者手帳1級・2級）

状態	感覚麻痺・両下肢の機能障害など／寝たきり／意思表示が困難／介護者不在

②重度知的障がい者（療育手帳Ａ）

状態	常時（昼夜）紙おむつを使用／意思表示が困難

③重度精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級）

状態	常時（昼夜）紙おむつを使用／意思表示が困難

注）札幌市在宅高齢者等紙おむつサービスの対象となる方は対象とはなりません。

ご自身の状態が支給の対象となるかについては、お住まいの区の区役所保健福祉課にお問い合わせください。

3　支給の対象となる品目及び金額

品目	○支給の対象となる紙おむつの品目は、フラットタイプ、テープ止めパンツタイプ、はくパンツタイプ、尿取りパッドタイプです。 ○選択した登録事業者が提供できる製品（※）の中から任意の品目をお選びください。 ※各登録事業者の主な取扱い製品の一覧等をご確認ください。

金額	○毎月上限額6,500円以内で支給が受けられます。 ○購入に係る費用が上限額を超えた場合、上限額までの支給となります（差額は全額自己負担）。

4　自己負担額

生活保護世帯	０円
上記以外	利用額の１割

ご利用方法は裏面をご覧ください。

5 お問合せ先

中央区:011-231-2400　北区:011-757-2400　東区:011-741-2400
白石区:011-861-2400　厚別区:011-895-2400 豊平区:011-822-2400
清田区:011-889-2400 南区:011-582-2400 西区:011-641-2400 手稲区:011-681-2400

ご利用方法

申請

◆ご利用を希望される方は、お住まいの区の区役所保健福祉課で、申請をしてください。
〇障害者手帳の住所と居住地が相違する場合については、障害者手帳の取扱い区で申請をしてください。
〇申請時に希望する登録事業者を選択してください。

◆区役所から「決定通知書」と「紙おむつサービス利用券（以下、利用券。）」が届きます。
〇利用券は、ひと月１枚として開始日から年度末分までのものが届きます。
〇翌年度分については、毎年３月に翌１年間分を区役所から送付します（申請は不要です）。
〇申請書を受理された日が、当該月の初日から15日までの場合は当該月から、16日から末日の場合は当該月の翌月から支給を受けることができます。
〇なお、要件に該当しない場合には却下決定通知を送付します。

日程調整

◆登録事業者から連絡が入ります。
〇配達日時、配達場所、紙おむつ製品等の希望を伝えてください。
〇毎月の紙おむつの配送にあたり、あらかじめ、登録業者と配送日を相談してください。

利用

◆登録事業者が紙おむつを配送します。
〇当該月分の利用券を登録業者に提出してください。

◆利用者負担額をお支払いください。
〇利用券に利用者負担額が記載されている場合には、その金額を直接登録事業者にお支払いください。

登録事業者

登録事業者名	住所	電話番号
株式会社ウェルアス	東区北12条東11丁目4-17	011-704-2210
株式会社北基サービス	白石区南郷通1丁目南7-14	011-864-6837
丸惣こうぜき株式会社	中央区南4条東2丁目12-1	011-241-0900
株式会社梅川医科器械店	東区北9条東2丁目3-25	011-722-0225
株式会社　小六	豊平区豊平２条１丁目1-12	011-811-2863